

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等について（委託内容の変更）
----	------------------------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

## 事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区(以下「区」という。)の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年9月1日に施行された標準化法により、地方公共団体は、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用が義務付けられ、国が策定したデジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までに標準準拠システムに移行することとされた。</p> <p>このため、住民記録及び印鑑登録システムを標準準拠システムに移行することとし、当該標準準拠システムは、セキュリティ面やコスト面等が優れている標準化法第10条に規定するデジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行うものとする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>上記の事業実施にあたり、標準準拠システムへの移行業務及び運用保守業務を委託する。(令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議で承認済み。)</p> <p>この度、委託業者より、標準準拠システムへの移行業務及び運用保守業務の体制を強化するため、委託業務の一部を再委託したい旨の申し入れがあった。当該再委託先はISO27001及びISMS認証を取得しており、個人情報の取扱いの安全性を確保でき、また、再委託により委託業務を遂行する体制がより強化されることから再委託を承諾する。</p> <p>3 対象人数</p> <p>(1) 住民基本台帳人口 (令和5年4月1日現在)</p> <p style="padding-left: 40px;">346,313人 日本人住民: 306,484人</p> <p style="padding-left: 80px;">外国人住民: 39,829人</p> <p>(2) 印鑑登録件数 (令和5年4月1日現在)</p> <p style="padding-left: 40px;">17,231件</p> <p>※個人情報の流れは、資料61-1のとおり</p>

**件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行に係る業務の委託について (委託内容の変更)**

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳 印鑑登録 特別永住許可業務 市区町村在留関連事務 公的個人認証サービス 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務
委託先	富士通 Japan 株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者  2 情報項目 住民情報等(詳細は資料6 1-2のとおり)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(住民記録及び印鑑登録システム)
委託理由	「標準化法」に基づき住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。 また、住民記録及び印鑑登録システム標準化に係る環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であるため事業者当該業務を委託することで、安全かつ効率的な運用を実現する。
委託の内容	1. 「標準化法」に基づき作成された「住民記録システム標準仕様書」及び「印鑑登録システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行に係る業務を委託する。 2. また、移行したシステムについて、システムの運用保守及び障害対応を委託する。 <b>上記1及び2に係る業務の一部を再委託する。</b>
委託の開始時期及び期限	令和5年10月10日から令和6年3月31日まで(翌年度も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

**件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行に係る業務の再委託について**

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳 印鑑登録 特別永住許可業務 市区町村在留関連事務 公的個人認証サービス 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務
再委託先	株式会社さくらケーシーエス シンポー情報システム株式会社 大東エンジニアリング株式会社 ミツイワ株式会社 朝日システム株式会社 株式会社ワイ・シー・シー 蓼科情報株式会社
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者  2 情報項目 住民情報等(詳細は資料6 1-2のとおり)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(住民記録及び印鑑登録システム)
再委託理由	システム環境構築や運用保守業務における一時的な業務負荷増等に対応するため。 システム環境構築における豊富な実績と技術を有する協力会社に一部の業務を再委託することで、製品知識・技術力・体制と合わせ、より充実したシステム構築体制とするため。
再委託の内容	「標準化法」に基づき作成された「住民記録システム標準仕様書」及び「印鑑登録システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行に係る業務の一部。 また、移行したシステムについて、システムの運用保守及び障害対応の一部
再委託の開始時期及び期限	令和5年12月21日(予定)から令和6年3月31日まで(翌年度も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
再委託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり